

## 道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 道路法施行令の一部改正

一 道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「太陽光発電設備等」という。）を追加すること。  
（第七条関係）

二 太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること等とすること。  
（第十一条の六関係）

1 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

2 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を歩道等に設けたときに歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令に規定する歩道等の幅員、都道府県道又は市町村道にあっては同令に規定する歩道等の幅員を参酌して当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める歩道等の幅員を確保したものであること。

三 太陽光発電設備等についての指定区間内の一般国道に係る占用料を定めるものとする。

(第十九条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

## 第二 道路整備特別措置法施行令の一部改正

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等が道路占用の許可等に係る道路管理者の権限を代行する場合において、当該許可等につき道路管理者の承認等が必要な占用として、太陽光発電設備等を追加すること。

(第一条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

## 第三 附則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。